

香美市商工観光振興事業費補助金（お土産品開発事業）募集要領

1 趣旨

香美市出身の漫画家 やなせたかし先生とその妻 暢さんご夫婦がモデルとなる連続テレビ小説「あんぱん」の放送をきっかけに、観光客の増加が見込まれます。そこで、観光客に対して香美市や、やなせたかし先生をPR できるような訴求力の高いお土産品を新たに開発する市内の事業者等を支援するため、その開発に要する経費を補助します。

2 概要

（1）補助対象者

香美市内に主たる事業所を置く事業者、協同組合等、商工会及び市民活動団体のうち、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- ア 香美市税の滞納がないこと
- イ 補助事業を的確に遂行するに足る能力を有している事業者であること
- ウ 許認可等が必要な事業を営む場合は、該当する許認可等を取得していること
- エ 代表者又は役員等が香美市事業者等からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香美市規則第 5 号）第 4 条各号のいずれにも該当しないこと
- オ 開発された商品を 5 年以上にわたり継続的に製造又は販売すること
- カ 開発された商品の販路拡大に意欲を持って取り組む事業者であること。また、既存商品において、一定の販路を持っていること

（2）補助対象事業

観光客に対して香美市や、やなせたかし先生をPR できるような訴求力の高いお土産品の開発を行う事業とします。

- ・「あんぱん」放送決定後に企画し、交付決定後に商品が完成するものが対象となります。ただし交付決定前の経費については、補助対象外です。
- ・香美市をPR するための香美市キービジュアル及び、やなせたかし先生が香美市のために描いてくださった香美市キャラクターがあります。そちらを使用することも可能ですのでご検討ください。ただし、キャラクター及びキャラクター入りのキービジュアルを使用する場合は有償となります。なお、使用を希望する場合は別途申請が必要です。詳しくは、香美市ホームページをご覧ください。
- ・香美市キャラクターの使用申請方法
<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/26-1/character-kitei.html>
- ・香美市キービジュアルについて
<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/80/ki-bijuaru.html>



(3) 補助対象経費

区分	内容
謝金	商品の開発にあたり、アドバイスをもらうために要する専門家への謝金、知的財産権の事前調査に要する弁理士への報酬等
旅費	商品の開発にあたり必要となる市場調査等に係る交通費等 ※上限 12,000 円／人以内とする（食事代は補助対象外）
原材料費	商品の開発に直接使用する材料等の購入に要する費用等
試験分析外注費	商品の開発に直接必要となる試験分析に要する外部機関への委託費等
技術指導受入費	商品の開発にあたり、外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費等
市場調査費	商品の開発にあたり、必要となる市場調査の委託費等
デザイン外注費	商品パッケージのデザイン料、商品写真の撮影費等
試作品開発委託費	商品の開発に直接必要となる試作品開発等に要する外部機関への委託費等
広告宣伝費	開発した商品の販路拡大に係る広告及び宣伝に要する経費（香美市キービジュアル及び香美市キャラクターの使用に係る許諾使用料は除く）

(4) 補助金の額

補助対象経費の合計額とし、上限 50 万円（1,000 円未満切捨て）とします。

※ 消費税及び地方消費税相当額は対象外とします。

(5) 採択件数

3 件程度

(6) 支払方法

費用の支払いについては、原則として銀行振込または現金とします。やむを得ず、その他の支払方法となる場合は、事前にお問い合わせください。

3 交付申請手続き

1 事業者につき、申請は 2 件までとします。ただし、1 つの商品の開発に要する補助対象経費を 2 件にまたがって申請するのは不可とします。なお、1 件の申請に含む開発商品数は 1 件とします。

(1) 申請受付期間

令和7年6月2日(月) 午前8時30分から

令和7年6月20日(金) 午後5時まで(必着)

- ※ 下記(3) 申請書類が揃っていない場合や作成書類に不備がある場合は、令和7年6月20日(金) 午後5時までに、修正等のうえ提出する必要があります。上記期日までに、提出等がない場合、申請を受け付けすることができませんので、ご注意ください。

(2) 申請方法

郵送又は香美市役所4階商工観光課へ提出してください。

郵送先：〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市役所商工観光課

(3) 申請書類

- ア 香美市商工観光振興事業費補助金交付申請書(香美市商工観光振興事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)様式第1号)
- イ 事業スケジュール(任意様式)
- ウ 市税を滞納していないことの証明書
- エ 定款又は会則(個人の場合は、不要)
- オ 過去の類似事業の実績がわかるもの(任意様式)
- カ 直近の決算書類又は総会資料等(個人の場合は、直近の確定申告書の写し)
- キ 各種見積書
- ク 法人登記事項証明書(個人の場合は、住民票)
- ケ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- コ 旅費を申請する場合は、旅行行程を確認できる書類
- サ 試作品開発委託費を申請する場合は、具体的な商品イメージの分かる書類
- シ その他市長が必要と認める書類

(4) 申請に係る注意事項

- ア 申請書類をもとに審査を行いますので、申請書にはPRしたいこと等を具体的に記入してください。
- イ 申請書類は、原則A4サイズ(日本産業規格)とし、片面印刷で作成したものを提出してください。
- ウ 申請書類に不足等がある場合は、追加書類の提出や書類の修正の連絡をさせていただきます。
- エ 提出いただいた申請書類は返却しませんので、予めご了承ください。

オ 補助対象事業を確認するため、市職員が訪問する場合があります。

カ 交付決定を受けた事業内容から、内容が変更となる場合は、事前に市の承認が必要となります。

4 申請受付後の流れ

(1) 書類審査

申請書類をもとに、書類審査を行います。必要に応じて事業内容についてヒアリングをさせていただきます場合があります。

(2) 審査会

香美市商工観光振興事業費補助金交付要綱（平成 18 年香美市告示第 106 号。以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づく審査会を行います。

※申請書類をもとに審査を行いますので、申請書には PR したいこと等を具体的にご記入ください。

(3) 交付決定

書類審査及び審査会の結果を踏まえて、申請者の方へ交付決定通知又は不交付決定通知を送付します。

(4) 事業実施

交付決定を受けた後、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに補助事業を完了していただきます。

(5) 補助事業完了後は、補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日（火）のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類を添付して提出してください。

(6) 遂行状況報告

補助金を活用した事業者は、事業実施の翌年度から 5 年間、遂行状況報告書（様式 1）の提出が必要になります。

(7) 補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還

要綱及び募集要領で定める条件等に違反した場合、開発された商品の販売を 5 年以内に中止（廃止）した場合等については、要綱第 15 条の規定に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

5 問合せ先

香美市役所商工観光課

電話 0887-53-1084